

中村学園大学(含む短期大学部)学友会館利用細則

平成4年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、中村学園大学(含む短期大学部)学友会館規程第7条に基づき、学友会館(以下「会館」という。)の利用を有効適切にし、清潔を保ち、施設設備の保全を図り、災害を防止する等、管理運営の万全を期するため定める。

(利用者)

第2条 会館を利用できる者は、本学の学生及び教職員とする。ただし、館長が特に許可した者は、許可条件の範囲内で利用することができる。

(開館時間)

第3条 会館は午前8時30分に開館し、平日は午後8時、土曜日は午後1時に閉館する。ただし、館長が必要と認めた場合、これを延長又は短縮することができる。

(休館日)

第4条 休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めた場合、利用を許可することがある。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に定められた休日
- (2) 第2土曜日及び第4土曜日
- (3) 中村学園創立記念日(5月17日)
- (4) 年末年始の休日
- (5) その他学長が指定する休日
- (6) 教職員の特別休暇日(夏季、春季等)
- (7) その他館長が必要と認めたとき。

(利用責任者及び手続き)

第5条 各団体の部室の責任者は、部長とする。

- 2 部室を利用する者は、その責任者が所定の利用願を1ヶ月前までに学生部に提出し、館長の許可を受けなければならない。
- 3 許可期間は、最高1年間とし、更新することができる。責任者が交代する場合、その都度変更届を学生部に提出しなければならない。
- 4 学友自治会関係室、学園祭実行委員会室についても、前項を準用する。

(利用施設)

- 第6条 会議室、練習室、ステージホール及び展示談話ホールを利用しようとする者は、所定の利用願を学生部に提出し、館長の許可を受け、その指示に従わなければならない。
- 2 各団体が学内施設を課外活動のために長期的かつ定例的に利用する場合、学友自治会が各クラブからの利用願を、前学期、後学期ごとに取りまとめ、一括して許可を受けることができる。

(遵守事項)

第7条 会館の利用者は、館内に掲示された注意事項を遵守しなければならない。

(清掃)

第8条 会館内の清潔整頓を保つため、会館利用者は、分担して会館内外の清掃を行わなければならない。

(1) 部屋は、関係団体員が毎日行う。自治会関係室等も同様とする。

(2) 会議室、練習室、ステージホールは、利用した団体がその都度、終了直後に行う。

(3) 展示談話ホール、印刷室、階段、廊下、トイレ等の共同施設は、学友自治会執行部が作成する担当割に従い行う。

(利用の中止)

第9条 この細則に反した場合は、館長はその者又は団体の利用を中止させることがある。

(滅失毀損)

第10条 会館の施設、備品等を滅失毀損した場合は、直ちに学生部に届け出てその指示に従わなければならない。

附 則

この細則は、令和元年7月1日から施行する。